

**令和8年度（2026年度）「新しい認知症観」広報啓発業務  
業務委託に係る企画コンペ実施要領**

**1 目的**

高齢化の進展に伴い、今後さらに認知症高齢者の増加が見込まれる中、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすためには、地域に暮らす子どもから高齢者まで幅広い世代の誰もが、認知症を我事として捉え、正しく理解することが必要である。

そこで、「新しい認知症観」の普及を通じて、子どもから高齢者まで広い世代への働きかけを行い、地域の担い手を育成するとともに、認知症の人やその家族と共生社会の実現を推進することを目的とする。

**2 委託する業務**

別添「令和8年度（2026年度）「新しい認知症観」広報啓発業務委託仕様書」のとおり。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年（2027年）2月5日（金）まで

**4 企画コンペの概要**

(1) 名称

令和8年度（2026年度）「新しい認知症観」広報啓発業務委託  
に係る企画コンペ

(2) 課題

業務委託に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

(3) スケジュール

2026年	5月21日（木）	質問書	提出期限（17時まで必着）
	5月28日（木）	参加申込書	提出期限（17時まで必着）
	6月12日（金）	企画提案書	提出期限（17時まで必着）
	6月16日（火）	プレゼンテーション	

※時間、場所等は、提案者に別途通知する。

6月末 審査結果通知

**5 参加資格**

(1) 法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、(2) 以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生

手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

(4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

(5) 宗教活動や政治活動を目的としていない法人等であること。

(6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 6 受託者の選定方法

以下の(1)、(2)により、提案者によるプレゼンテーションを行っていただき、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。

なお、選考結果については、提案書記載の住所宛てに文書にて通知する。

### (1) プレゼンテーション（参加必須）

日時：令和8年（2026年）6月16日（火）

※質疑応答を含め、持ち時間は30分とする。

※オンラインによる参加も可能とする。

※時間、場所等は、別途通知する。

### (2) 提案者の審査・選定等

プレゼンテーション終了後、資格審査の上、以下の審査項目に基づき、提案書に記載された内容を審査し、選定する。採用基準点数は、審査員の平均点（全審査者の点数を合算し、審査員数で除したもの）が50点以下の場合とし、当該点数を下回った場合は採用しないこととする。

また、企画コンペ参加事業者が1社であった場合は、当該事業者の平均点が50点以上の場合にのみ採用案として選定する。

	審査項目	評価事項	配点
1	全体構成	本業務の趣旨に沿った企画であるか ・認知症基本法の趣旨を理解し、仕様書に沿った企画であるか ・媒体の構成、展開方法は業務内容を適切に把握	35

		しているか	
2	企画力	業務の内容、実施方法は、広報・啓発を進めるうえで効果的なものであるか ・提案内容は具体的で、説得力があるか ・「新しい認知症観」を幅広い世代に効果的に伝えることが可能な手法となっているか ・県内で広域的かつ多くの県民に広報することが可能な手法となっているか ・県民に興味を持たれる内容か ・当事者（認知症の人やその家族）の参画が可能な内容となっているか	50
3	類似業務の経験	・類似又は同様の業務に係る実績やノウハウを有しているか	10
4	事業者の取組 (公告日現在)	・熊本県ブライト企業の認定を受けているか	1
		・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること、または、協力雇用主登録制度に登録があるか	1
		・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または、森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか	1
		・熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか	1
		・熊本県SDGs登録制度に登録していること、または、パートナーシップ構築宣言に登録しているか	1
			100

※4 事業者の取組は「(様式4) 事業者の取組に関する申出書」の評価項目を基に評価する。

(3) 委託先として選定された提案者と県との協議により、契約を締結する。

なお、当該提案者と協議が整わない場合、又は提案者が辞退した場合等は、審査・選定において次点とされた提案者と協議の上、契約を締結する。

## 7 企画コンペ参加申込み

(1) 提出物

ア 企画コンペ参加申込書（別紙様式1）…1部

イ 会社概要…1部

会社概要の分かるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書… 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書。

エ 印鑑証明書… 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した法人の印鑑証明書。

オ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算期変更等で決算の月数が1年に満たない場合は、事業年度二期分の決算書）… 1部

カ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの）… 1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありませぬ。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

キ 委任状… 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからキまでの書類を省略することができる。その場合、別紙様式1にある「(参考)入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）5月28日（木）17時まで。

持参、郵送又はメールとし、いずれも期限内に必着すること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

## 8 提案書の提出

(1) 提案書（ア 提案書表紙以外は、様式不問（原則A4サイズで作成））

ア 提案書表紙（別紙様式2）

イ 企画提案書

ウ 企画内容の実施スケジュール・体制図

エ 参考見積書

(2) 提出部数… 5部（正本1部 副本4部）

(3) 提出期限

令和8年（2026年）6月12日（金）17時まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

## 9 予算額

3,627千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

## 10 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 11 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kenkaranooshirase/267292.html>

## 12 その他

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (5) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合がある。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。

- (10) 企画コンペについての問合せは、電話連絡、メール、FAXで受け付けるので、質問書（別紙様式3）を活用すること。なお、応答の内容は、必要に応じ参加者全員に知らせる場合がある。
- (11) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (12) 参加申込手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。

**【提出先、お問合せ先】**

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課 担当：木村

電話：096-333-2216（直通） FAX：096-384-5052

Eメール：ninchishouke@pref.kumamoto.lg.jp